

# 鎌倉時代の書と世尊寺家

—世尊寺経朝を中心にして—

宮崎肇

はじめに

平安末から鎌倉初期にかけて、朝廷の清書役を家職とする「能書の家」世尊寺家が一定の確立を見る。<sup>(1)</sup>その際、時

この「能書の家」世尊寺家の成立は、公家社会の枠を超えて、当時の一般の書風にも大きな影響を及ぼした。世尊寺家の確立した書法故実とその書風はやがて関東の武家社会に受容され、武家文書の書風に大きな変化をもたらすこととなる。

の当主は書法故実の集積につとめ書論書を編述し、清書役を勤めるに足る知識の裏付けがあることを自ら主張することで、その役を独占するよりどころとしてゆく。当時の公家社会において、家職を持つことは家存続のための最も重要な要件のひとつであったが、ある役を勤仕するためには、その役にまつわる故実、つまり役勤仕のための知識的裏付けがあるか否かが重視された。世尊寺家の書論書は、その際に重要な役割を果たしたものと考えられる。<sup>(2)</sup>

いってはそれ以上の考究がなされていないように思われる。

一般に、経朝による安達泰盛への書法故実の伝授によつて関東の武家文書の書風も変化したのだといわれるが、その背景は如何なるものか、またその変化とはどのようなものか、本稿ではその二点の問題関心にしたがい、経朝の事跡を追うことで、世尊寺流書風の関東伝播のさまを明らかにし、故実の拡散の問題や書風の変化についても併せて考えたい。

## 一 鎌倉時代の書と世尊寺家

### 1 鎌倉時代の書風

まず、鎌倉時代の書の流れを概観しておきたい。当時行わたるふたつの大きな書風が、藤原忠通に代表される法性寺様の書風と世尊寺家によって代表される世尊寺様の書風である。青蓮院宮尊円法親王は、平安から鎌倉にかけての書風の流れを『入木抄』の中で次のように述べている。いささか長文に亘るがそれを引いてみよう。

行成卿(藤原)は道風(小野)が跡を摸といへども、いさゝか我様を書

出せり、其後一条院御代よりこのかた、白川・鳥羽(藤原忠通)の時代まで、能書非能書も皆行成卿が風体也、法性関白

出現之後、天下一向此様に成て、後白川院以来時分如此、剩後京極(藤原良経)攝政相続之間、弥此風さかりなり、後嵯峨院までも此体也、其間に弘誓院入道大納言等、聊又体替て、人多好用歟、凡者法性寺関白の余風也、(中略)体を不改、但時代にしたがいて次第に替たるやうに外儀見れども、其実は全同物なり、更異風を不交、(世尊寺)行能卿(世尊寺)以来今の行忠まで殊同姿也、能くうつし得たりと見候なり、

このように、平安後期に法性寺関白藤原忠通が現れるに至つて、それまで「能書非能書も皆行成卿が風体也」と行成様一色だった世間の書風は忠通様の書風に一変する。そのままはあたかも「天下一向此様に成」つたといわれるほどであり、それ以降、忠通からその孫良経、その息教家と鎌倉中期に至るまで、若干の変化は伴いつつも忠通の「余風」が盛行したさまが知られる。また、世尊寺家歴代の手跡について言及した「行能卿(世尊寺)以来今の行忠まで殊同姿也、能くうつし得たりと見候なり」という部分においては、八代行能から十三代行忠まで、すなわち鎌倉中期から南北朝期にかけて、その筆跡が非常に似通っていたことが指摘されている。

では、これら法性寺流や世尊寺流の書風とは具体的にどのようなものであったのだろうか。まずは法性寺流について

てであるが、世尊寺家七代伊経がまとめた『才葉抄』に法性寺忠通の書について述べただりがあるので、以下それを引く。<sup>(6)</sup>

一法性寺殿の御筆は、かく人の右へひらみたる也、

一法性寺殿の手跡は、若年の時攝政などの時は能也、

後には筆ひらみて、打付ゝゝ書給によりて、習ふ人の手跡損ずべきなり、何も此心を得べき也、

一行成の手跡は、筆に任せてかゝれたるとみえたり、又法性寺殿の筆は不然、よつてをとらせ玉ふ也、

『今鏡』にもみえるように、当時の人々は教長を法性寺様の名手であるととらえており、<sup>(7)</sup>事実伝存する教長真跡を見てもその書風には法性寺様の影響が色濃くみられる。ここで注目されるのが「打付ゝゝ書」という用筆法である。

忠通の手跡みると、起筆を強く打ち込み、送筆部で力を抜き、收筆で再び強く押さえている。その線は屈曲のまさつた特徴的なもので、文字の主要な画を殊更長く強調する結構をとっている。こうした「打ち付け書き」が法性寺様書風の特徴といえよう。

次に世尊寺様についてだが、法性寺様のように世尊寺様について語った記述がないため現存する遺品をみて判断するほかないが、法性寺様のような力強さとスピード感はないものの、概ね典雅でおだやかな書風であるといえる。

## 2 鎌倉中後期の世尊寺家

では次に鎌倉中後期に活躍した世尊寺家八代・九代当主の行能と経朝の事跡について整理しておく。

伊経の長男世尊寺家八代行能（一一七九～一二五五）にいたって世尊寺家はひとつの画期を迎える。行能は、三代伊房以来久しく遠ざかっていた公卿に列せられ（以降歴代の当主は、後醍醐天皇の隠岐遷幸に供奉した十一代行房を除きすべて三位以上に昇っている）、家名として「世尊寺」を名乗りはじめるなど、世尊寺家の家格確立に大きく与った人物である。

この行能が著した書論書が『夜鶴書札抄』である。本書の奥書によれば、

右此書伝、条々我家之秘本也、穴賢後覽輩可秘々、  
書状之奥義如件、

建治元年八月日 正三位行能

と建治元年（一二七五）八月、世尊寺家八代当主行能によって書かれたとされる。しかし行能は、仁治元年（一二四〇）十一月二十六日、六十二歳で出家をしていることが確認されるため、「建治」は「仁治」の書き誤りかと思われる。また行能は從三位非參議を極官としたので「正三位」も「從三位」の誤りであろう。

本書の内容については、その書名の通り書札に関する記述が多いが、その編述形式は概ね六代伊行の著した『夜鶴庭訓抄』の体裁をほぼ踏襲している。

さて次に「能書」としての行能の活動をみていこう。寛喜元年（一二二九）十月二十六日、行能は関白九条道家から蓮華王院領美作国某地を知行すべき旨の宣下を受ける。

これに対し藤原定家は「尤可謂德政、八代之手跡、争無抽賞乎」と「八代之手跡」の勲功であると感慨をもらしている（『明月記』寛喜元年十月廿六日條）。この宣下の翌月、道家女壇子（のちの藻壁門院）が後堀河天皇の後宮に入内するのにさいし月次絵屏風が作成されたが、行能がこの屏風色紙形の清書を担当している。屏風作成のもようは『明月記』同月七日から二十九日にかけてつぶさに記されている。どうやら行能に対するこの宣下はこの清書役謹仕の恩賞としてのものであつた可能性が高い。

また天福元年（一二三三）六月、四条天皇の大嘗会屏風作成に際しては、揮毫する和歌の詠進を所望している（『明月記』天福元年六月六日条）。折から大嘗会屏風に書く歌の詠者の選定が難航していたが、行能は色紙形の清書をするのみならず、その歌の詠進をもしきりに所望していた。これは本来当然許さるべきではない。しかし定家は、行能が代々この屏風の清書を担当している家のものである

ことを挙げ、代々書き慣らしているのだから、この歌の「練習」に関して行能に比肩するものはいないであろうと言い、また実際行能の詠み口も決して浮ついたものではないからと、行能を推挙している。<sup>(9)</sup> このように個人の「器量」が重視されるのと同時に、「重代」であることも依然として一定の重要性をもつていたともいえよう。

以上のように宮廷の清書役謹仕について次第にその優位性を高めつつあつた行能であるが、同時に鎌倉幕府との関係を結んでいたことも見逃せない。行能が関東に下向していたことを窺わせるものとして『続古今和歌集』（羈旅）に採録されている次の歌が挙げられる。

あつまに下りて侍りけるとき旅の歌あまたよみ侍りけるに

### 従三位行能

おなしくは越えてやみまし白川の

関のあなたのしほかまの浦

また『古今著聞集』は次のような挿話を伝えている（巻七、能書）。建長三年のころ閑院内裏遷幸が行われた時、行能は年中行事障子を書くようにとの宣下を受けた。しかし行能は病床に臥せつており、息子の經朝は訴訟のため関東に下向していた。そこで新調の障子の清書役がいなかっため古い障子を用いることになったが、武家の側からそれで

はいけないので是非ともかの世尊寺家の子孫が書き進らるべき由奏上した。そして結局経朝の子息の九歳になる子童

が勅定を奉って書き進らせたという。この一事に対し行能

は、「手かきまた多けれ共、朝の御大事にあふもたゞこの家ばかり也」と入木の家としての自家への誇りを述べている。

こうして行能の代に結ばれた関東とのつながりは、後代にも継承されてゆく。

九代経朝は行能の実子ではない。経朝は勧修寺流藤原頼資の三男として生まれ、後に行能の嗣子として世尊寺家に迎えられた。同母兄に『民経記』を記した藤原経光がおり、『民経記』中にも経朝と息経尹が度々登場する。経朝が再三関東へ下向し、京都のみならず東国でも活動しているさまは、『古今著聞集』の挿話や安達泰盛への口伝伝授でみた通りである。

さて、経朝は『心底抄』『右筆条々』という二冊の書論書を編んでいる。

まず『心底抄』から検討しよう。「心底抄」という内題の下には「此書者、自經朝被授秋田城介泰盛秘書」と記されており、巻末には次のような奥書がある。

文永九年同十二年兩度下向之間、書写口伝、筆点故実、  
專於吾身不残一身称以当家庭訓也、秘説奉授秋田城務  
〔併イ〕

之別駕泰盛乎、

文永十二年四月十四日 正三位藤原朝臣経朝

異国牒状書様

以真所為先、妣大刀切鋒、可被書品耳、

建治二年四月廿八日、以前石見守定成〈経朝次男〉

之本書写之、

藤原朝臣忠雄

このように本書は世尊寺家九代経朝が、文永九年（一二七二）同十二年の二度にわたり関東へ下向して、安達泰盛に授けた口伝をまとめたものである。<sup>〔10〕</sup>なお「異国牒状書様」の一条は後述の『右筆条々』中にもみえるが、著者の経朝が文永六年（一二六九）元・高麗に対する返牒を清書したことをうけて（後述）、のちに挿入されたものであろう。

内容については、世尊寺流独自の書法について述べたものではなく、願文や写経の書法、用筆法や手習法など、書法の初步的な大綱を示したものといえる。

次に『右筆条々』をみてみよう。本書はさきに述べた『心底抄』の内容を踏襲しつつ、そこから洩れた細目についてさらに詳しい解説をしたものである。本書奥書には

此条々者、祖父三位経朝卿、文永十二年関東下向之時、  
秋田城務泰盛〔接〕受篇目也、而書殘条々、為見安立部類  
書寄之、秘書口伝悉授申親衛二千石貞連畢、

元亨二年十二月十五日

とあり、そのことを裏付けている。なおこの奥書を記した、「祖父三位経朝卿」の孫にあたる人物は行房・行尹の二人のどちらかであるが、この奥書が記された元亨二年（一三二二）三月二十五日には、行房によつて尊圓親王に色紙形の書法が伝授されており、そのことを考えると行房である可能性が高いといえよう。

内容については、『心底抄』同様書法の基本的事柄を前書にまして詳しく述べたもので、ひろく一般に向けてのものといえる。さきの『夜鶴庭訓抄』や『才葉抄』において、能書家は物語や草子を書くべきではないとされているのに対して、本書が「草子書様」という一条を載せていることも、本書が書道の師範家ではなく一般向けに書かれていることのあらわれであろう。また「自関東被進京都御教書并申書様」など鎌倉幕府の実用を意識した条項もみられる。

さて、以上みてきたような書論書はその内容的に大きく二つの側面を持つといえよう。第一は、『夜鶴庭訓抄』に端的にみられるような書法故実や秘伝の蓄積・整理をしているという点である。額や大嘗会屏風色紙形、上表文の清書といった能書家にとっての最重要事をはじめとした数々の揮毫、それに際しての書法、執筆場所、服装、料紙にいたまでの故実・秘伝の集積が行われている。そして第二

点は書法の実際面についての情報提供である。これは『才葉抄』などにみられるような学書態度についての説明、あるいは『心底抄』や『右筆条々』のようにひろく一般に向けて通用の初步的大綱を示すもので、その対象をとくに能書家に限らない。こうした（一）書法故実の蓄積・整理、（二）書法の実際面についての情報提供という二点は、入木の家としての世尊寺家による自覺的當みといえよう。世尊寺家にみるような書論書編述の動きは、他流にはみられないものである。法性寺様や後京極様書法は当時世尊寺様を凌ぐほどの盛行ぶりであったが、今日その書法を示した本は伝わっていない。書道の宗家・師範家としての自覺的行動の結果生まれた、自流独自の書論書の存在が、その後の世尊寺家および世尊寺流書法と、他とを分けるひとつの大要因だったのではなかろうか。松薦斎氏は「家記」の所持が器量・重代とともに官吏任用の判断基準になっていたことを指摘しているが<sup>(1)</sup>、世尊寺家におけるこうした書論書の編述は、宮廷書役謹仕の問題と密接に関わるものであり、書の家世尊寺家の「家」結合の紐帶ともなったと考えられる。しかしそれはひとり宮廷書役の問題にとどまらず、武家との関係を築くなかだちともなったのである。

## 二 武家の書と書流

### 1 武家の素養としての「能書」

さて、さきにみたように書風の流行が法性寺様から世尊寺様へとうつっていく傾向は関東の武家の間においても確認される。いったいに、鎌倉幕府においては文化的な素養が重視されたが、「能書」であることもまたその一つである。將軍に近祇する者には、武芸に秀でた者ばかりでなく、文化的素養のある者が選ばれている。『吾妻鏡』仁治二年（一二四一）一一月八日条には、

小侍所番帳更被改之、毎番堪諸事芸能之者一人必被加之、手跡・弓馬・蹴鞠・管絃・郢曲以下事云々、諸人隨其志、可始如此一芸之由被仰下、是於時依可有御要也、北条実時陸奥掃部助被相触此趣於人々云々、

と将軍の御所に置かれた昼番衆のうち、壯年の武士は歌道・蹴鞠などの一芸に堪える者でなければならぬとされるが、ここでも一芸のひとつとして「右筆」が挙げられている。

このように、將軍に近祇する者の条件として文化的な素養が重視され、「能書」であることもそのうちのひとつであったことが看取できる。

### 2 法性寺流書風の盛行

建長元年（一二四九）一一月二三日、時の將軍藤原頼嗣によつて、導師隆弁法印、式衆二十口の請僧を迎えて永福寺供養が行われた。その際、式部大輔藤原經範の起草になじられるよう一芸を習い始めるようになると北条実時によつて指示が出されている。その芸能の中に「手跡」が弓馬・蹴鞠などとともに挙げられている。

また、『吾妻鏡』正元二年（一二六〇）正月一〇日条に

は、

今日、於御所中、被定置昼番衆、其内於壯士者、歌道・蹴鞠・管絃・右筆・弓馬・郢曲以下、都以堪一芸之輩、於時依可有御要、被定結番、去比御要之時、無人之間、殊以此御沙汰出来、仍仰小侍衆、於芸能之輩曰六、度々被仰合相州禪門、治定云々、工藤三郎右衛門尉光泰奉行之、城四郎左衛門尉為清書、

名であり、そうした依頼を受けるのもじゅうぶん肯ける。

また一方で、教家の兄道家の孫が將軍頼嗣であり、兼実以来、良経・道家と続く九条家と関東との関係の深さを考えれば、教家の清書の依頼の背景には、教家自身の能書としての名声のほかに、九条家と関東との関わりもあったものと思われる。また、正嘉二年（一二五八）二月一九日、北条時頼が故北条朝時の十三回忌仏事を催した際には、故朝時の遺墨を渡き返した料紙に法華經二部八巻が書写供養されたが、そのうち第一巻を時頼が手すから謹写し、残りの七巻の書写が「課習弘誓院亞相家手跡之輩、故以被終其功」と教家の書風を学んだ者に課されている（『吾妻鏡』同日条）。そしてその理由が「是則云法主云聖靈、縁令好彼風情給之故也」と、時頼・朝時ともに教家の書風を好んだからであると説明されている。事実時頼の自筆は、打ちこみが強く屈曲のまさつた法性寺様の特徴をよく表しているといえる。このことからも、当時の関東において法性寺様の書風が広く行われたことが看取できよう。なお、教家の書風については『才葉抄』巻末に注目すべき記述がある。これは本書の成立の問題にも関するものなので、少しく述べてみよう。

そもそも、伊經に口伝を受けた教長の存命中には、まだ教家は生まれていない。また書写奥書の承元三年時点でも教家はまだ十七歳の少年にすぎなかった。しかし、「近来弘誓院殿の御筆を学事」という言葉からはすでに教家の書風が世にひろく学ばれているさまが窺える。また「御筆振てあそばしたる」と、教家の筆の特徴は震え筆であつたらしいが、一般に震え筆は老筆の特徴であるといわれる。ここで書かれているようにその書風が世間で広く学ばれ、しかもそれが震え筆であるというのが、教家十七歳のときと考えるのはいかにも不自然に思われる。以上からして、この条はおそらく後に伊經か行能によって挿入されたものであると考えられる。ではいったいそれはいつ頃のことであろうか。さきに引いた『入木抄』には、鎌倉中期の書風に

御筆ども、相交て、我筆勢の程をも不弁、御筆震てあそばしたるを習故、一定損ずる也、地体くせもなく、筆もおさまりて後、少筆勢をやつすは故実也、且は渥分<sup>〔涯力〕</sup>を計て、手も可習事也、何様にもまづなを可習也、扱此御筆は、一旦習似する様にはおぼゆれども、始終は難也、故実多き人は、此様を捨て他筆を学事也、能々得心なしには争可損哉、いづれの筆も、おそらく心えては、損ずる事成とも、此御筆は大事に侍也、

一、近來弘誓院殿の御筆を学事、多以損失也、其故は、地体に自在をえてあそばされたるに、筆勢を書たる

〔教家〕

ついて言及した「後嵯峨院比までも此体（法性寺様）也、其間に弘誓院入道大納言等、聊又体替て、人多好用歟、凡

者法性寺関白の余風也」という一節がある。このように法性寺様のながれにつらなる弘誓院流が盛行したのは後嵯峨院政期（一二四六～一二七一）の十三世紀中葉のことである。またこの時期はちょうど教家の晩年にあたつてもいる。よつて巻末の書入れがなされた時期は十三世紀半ばとするのが妥当であろう。そうなると既に伊經は嘉禄三年（一二二七）正月三日に死去しているため、建長三年（一二五）に生存が確認される行能、もしくはその猶子経朝（一二一五～七六）によつて書入れがなされた可能性が高い。以上史料的制約から推測の上に推測を重ねることとなつてしまつたが、巻末の一条は本書成立から少なくとも数十年後に挿入されたものであることは明らかといえよう。いずれにせよこの一条からは、教家の書風が広く世に学ばれ、その学書に関する問題が論じられるほどに流行していたさまでかがわれよう。

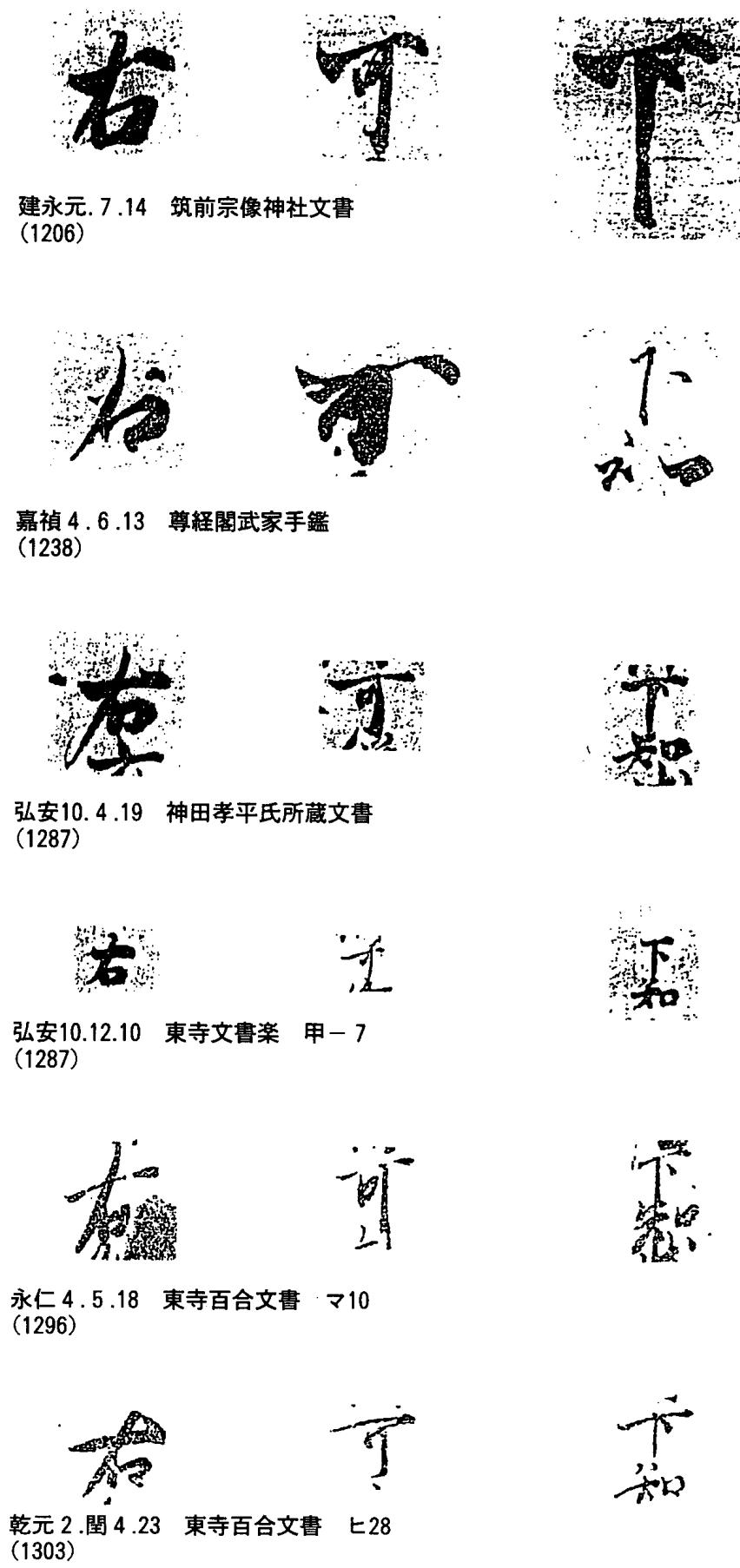
### 3 世尊寺流書法と鎌倉幕府

さていささか話が逸れてしまつたが、以上みてきたように当時の関東においては法性寺様の書風が支配的であつた。しかしそれはやがてそれは世尊寺流の書に取つて代わられ

る。その変化の端緒となるのが世尊寺行能・経朝父子の活動である。

前節でふれたように、鎌倉時代中期以降、世尊寺家は関東とのつながりをもつようになつていった。世尊寺家がすでに八代行能の時から関東の武家と密接な関係を結び、その支持を得ていたらしいことは、さきの『古今著聞集』が語る閑院内裏年中行事障子揮毫の記事からも窺えるところである（巻七、能書）。そして伊行は、実際に関東に下向していたことを伝える史料を残してもいる（『続古今和歌集』）。そしてその息経朝も文永九年（一二七一）、十二年（一二七五）の両度にわたつて書道の口伝を安達泰盛に授けたことをはじめとして、関東へは度々下つていたようである（『古今著聞集』、巻七、能書）。書道を好んだ泰盛と経朝とはことさらに関係が深かつたらしく、泰盛が尽力して成つた高野山町石建立事業に際しては、卒塔婆の漢字を経朝が書いている（『高野山通念集』第九）。また、泰盛への伝授に先立つ文永六年（一二六九）、朝廷が幕府へ送つた菅原長成起草による蒙古・高麗への返牒を清書している（『五代帝王物語』）。『心底抄』『右筆条々』にある「異国牒状書様」という一項は、このことを受けて書かれたものであろう。また、『右筆条々』には「自関東被進京都御教書并申書様」など鎌倉幕府の実用を意識した条項も盛りこま

図1 関東下知状にみる書風変化



れている。そしてこの経朝の「口伝伝授」の頃を画期に、「幕府公用の書体が世尊寺風に一変した」とことがつとに指摘されている。<sup>14)</sup>次に、関東下知状と金沢貞顕の書状を素材として、そうした関東における書風の変化についてみてみたい。

図1は関東下知状の冒頭部から「下」「可」「右」の三文字を抜き出して並べたものである。以下この図から関東下

知状の書風の変遷を追ってみる。まず鎌倉前期の建永元年（一二〇六）および嘉禎四年（一二三八）のものをみると、ともに一見して法性寺様の癖の強い書風であることが分かる。「下」「可」「右」の横画は起筆・終筆がとりわけ強調され、反り返るように引かれている。またその筆線には激しい肥瘦の変化が伴っている。これに対し弘安十年のもの

は「右」横画起筆に法性寺風の部分が残っているものの、その筆線は極度の屈曲が和らぎ、全体におとなしい書きぶりになっている。そして最後の永仁四年（一二九六）および乾元二年（一三〇三）のものをみると、それまで横画にみられた起筆の強調が消え、力を入れずスッと入筆するようになってくる。その書風は世尊寺様の趣をもっているといえよう。このように鎌倉中期を境に、それまでの法性寺様の筆致が世尊寺様のそれへと遷っていくさまが見て取れる。

いっぽう、金沢文庫文書に注目すると、また興味深い事実がわかる。前田元重氏は、金沢貞顕と倉栖兼雄・向山景定二人の右筆の書風はみな世尊寺様であるのに対し、貞顕の祖父である北条実時は法性寺様の書風であることを指摘されていて<sup>(15)</sup>いる。実時から貞顕へ一代を隔ててその書風が一変しているが、このことは世尊寺家九代経朝によって、関東へその書法の口伝がもたらされたことと無関係ではあるまい。

次に貞顕と世尊寺家との関係について検討したい。金沢文庫文書には貞顕と世尊寺家との交流をうかがわせる次のような文書がある。

(a) 金沢貞顕書状 ○金沢文庫文書

(前欠) 下向候、又來廿八日仏事仏經等調下之候、依

鎌倉時代の書と世尊寺家

彼珍事、仏經等不思様候、歎入候、諷誦願文雖草案出来候、(世尊寺)經尹に清書を譲て候か、未出来候也、追忿可令進之候、彼仏事ニ御あひ候ハて、何事も不執沙汰候、歎入候、是にても如形讚嘆・仏經・鳴鏡候也、委細期恵雲坊下向之便宜候、恐々謹言、

三月十日

中務大輔(金沢貞顕)（花押）

(b) 崇顕(金沢貞顕)書状 ○賜蘆文庫文書所収称名寺文書  
去月四日・五日・八日三通御状、雜色下向便、同晦日到来候了、

一 貞冬(金沢)一級事、聞書給候了、人々同時叙候之間、悦

入候、御免御教書被下候者、以便宜可給候、

一 行房朝臣返状慥到来、即付行雅朝臣候了、

一 目所勞雖得少減候、猶不能染筆候、謹言、

一

行房朝臣返状慥到来、即付行雅朝臣候了、

一

目所勞雖得少減候、猶不能染筆候、謹言、

一

行房朝臣返状慥到来、即付行雅朝臣候了、

一

目所勞雖得少減候、猶不能染筆候、謹言、

一

行房朝臣返状慥到来、即付行雅朝臣候了、

武藏守殿御返事

(c) 某書状 ○蓬左文庫所蔵侍中群要第三裏文書

ゑま いらせ候、八炳なり、ことはゝ定成子民部少甫さ  
たかぬ一筆にかきて候、ゑなを心にかゝる所候へとも、  
あまりにをそくなり候程に、

(後欠)

(a) は前欠のためその事情は詳らかでないものの、貞顕の父顕時の命日が三月二十八日であるので、おそらくその

法要の準備について書いているものと思われる。中務大輔という貞顕の官途から、正安四年（一二〇二）、十一月乾元改元）八月から嘉元三年（一二〇五）六月までの、六波羅探題として一度めに在京した期間の文書と推定される。貞顕が嘗もうとしている仏事の際使用する諷誦願文の清書を、世尊寺家十代經尹に依頼している。（b）は貞顕が京都の貞将に充てたものだが、文中に行房の名前が見え、經尹のみならずその息行房とも交流があつたことが知られる。さらに（c）は『侍中群要』紙背文書で、貞顕充てのものと考えられるが、「定成子民部少甫さたかぬ（定兼）」と經尹の弟定成の息子である定兼の名がみえる。以上のように、貞顕に関しては単にその書風が世尊寺様であることを知るのみならず、史料中にその背後にある世尊寺家との交流のさまをうかがい知ることもできるのである。

また、ことさら目を引かれるのは、禪宗文化の影響が濃いとされる鎌倉期の文化にあって、こと書跡の分野においてはほとんどその影響が見られないことである。たしかに禅苑においては渡来僧を中心に唐様の書が書かれていたが、それはあくまでも限られた世界のことであり、社会的な広がりをもつことはなかった。大陸の文物を積極的に取り入れた幕府の周囲にあっても、書については終始和様が好まれている。唐様の書が流行するのは、鎌倉最末期から南北朝期まで待たねばならない。文書の書き方といった一定程度の制約（書札礼や書法故実）を伴う分野においては、それに関する知識を提供する者の影響を強く受けるはある意味当然のことであろう。鎌倉期の武家文化において一貫して和様の書が用いられたのは、背後にそういうた故実をめぐる問題が横たわっていたことも大きな要因であったと思われる。ではなぜ南北朝期になつて唐様の書が流行するのか、その問題に関しては後考を期し、いまはひとまず閻筆

## おわりに

さきにみたように、幕府発給文書の書風は鎌倉中期を境として法性寺様から世尊寺様へと変化し、世尊寺様は関東の武家文化に広範に広がつてゆく。その背景としては、世尊寺家と幕府との関係、とりわけ経朝の動向が重要であったと考えられる。経朝は朝廷が幕府に示した元・高麗への

したい。

などがある。

## 註

(1) 「能書の家」世尊寺家の成立については、拙稿「中世書流の成立——世尊寺家と世尊寺流」(鎌倉遺文研究会編『鎌倉遺文研究Ⅲ 鎌倉期社会と史料論』東京堂出版、二〇〇一年) 参照。

(2) 前掲注(1)拙稿。

(3) いわゆる「能書の家」世尊寺家が形成されてくるのが六代伊行・七代伊経・八代行能の三代に亘る時期である。このうち八代行能は三代伊房以来久しく遠ざかっていた公卿に列せられ(以降歴代の当主は、後醍醐天皇の隠岐遷幸に供奉した十一代行房を除きすべて三位以上に昇っている)、家名として「世尊寺」を名乗りはじめるなど、世尊寺家の家格確立に大きく与った人物である。

(4) 小松茂美「書流の発生と成立」(『日本書流全史』、旧版 講談社、一九七〇年、新版 旺文社、一九九九年)、多賀宗隼「世尊寺家と専円流の成立」(『論集中世文化史』法藏館、一九八五年)。

(5) 経朝を扱った研究としては、田中塊堂「世尊寺経朝の書道的地位」(『史迹と美術』二三三、一九五三年)、川勝政太郎「世尊寺経朝の扁額」(『史迹と美術』二三四、一九五三年)、渡部清「経朝・経尹・定成」(『日本古書通信』四二三、一九七九年)、および注(3)小松・多賀前掲論文

(6) 『才葉抄』は世尊寺家七代伊経が著した書論書。その冒頭部「宰相入道教長口伝／安元三年七月二日、於高野山庵室密談、／譯は觀蓮、〈難波權大納言忠教卿第六男、參議正三位〉」との記述から、伊経が高野山に藤原教長(一一〇九～八〇)をおとなた際に受けた口伝をもとにまとめたものであることがわかる。本書の成立年代については詳らかにし得ないが、その記述の中に『夜鶴抄』の名が見えることや「一、額・色紙形・申文・願文・諷誦・叡山四番帳・戒牒・一品経等可書次第は、広く夜鶴庭訓といふ書にみえたり」「一、物語・草子書事は、能書のいとせざる事也、夜鶴に次第見えたり」との記述がある)奥書などから、治承二年(一一七八)から承元三年までの期間に成立したものと考えられる。

(7) 『今鏡』第五、ふぢなみの中、「水茎」には、「四条民部卿の御子は、又俊明の大納言の女の腹に、宰相中将教長ときこえ給ひし、(中略)手書きにもおはすとぞ、ところどくの額などもかき給ふなり、(中略)且は<sub>藤原忠通</sub>法性寺のおとゞの御筋なるべし」とある。

(8) 『公卿補任』。

(9) 行能と定家とは、和歌をなかだちとしてごく親しい間柄であったことが指摘されている(五味文彦「『明月記』と定家文書」、『明月記研究』六、一〇〇一年)。

(10) 泰盛の書に対する関心の高さは、経朝から書法故実の伝授を受けたことに如実に示されているが、そのことは日蓮

が信徒大学三郎に宛てた書状の次のような記述からもうかがえる。「安達泰盛城殿」と大大く殿は知音にてをはし候、其故は、大大く殿は坂東一の御てかき、城介殿は御てをこのまるゝ人也」（『日蓮聖人遺文』第二、三二二号大学三郎御書、弘安元年付）。

(11) 松園斎『日記の家』（吉川弘文館、一九九七年）。

(12) 『心底抄』には「願文清書様」という一項がある。なお、当時の「能書」について山本信吉氏は「朝廷の伝統文化の中で門額あるいは色紙形の執筆など公の儀に対応できる能力を持つことであり、一定の枠の中での評価であった。その価値観が多様化し始めたのが平安時代後期から鎌倉時代初期の時代であった。」と述べられている（「藤原定家の筆跡について——『明月記』自筆本を中心に」、『國華』一二三九、一九九九年）。

(13) 寛元四年（一二四六）一二月三日付関東御教書（『鎌倉遺文』六七六七。写真は小松茂美編『日本書蹟大鑑』四、講談社、一九七九年参照）など。

(14) 小松注（4）前掲書。

(15) 前田元重「武家の文化」（『神奈川県史 各論編3 文化』、一九八〇年）。